

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県知事

## 公表日

令和7年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく障害児の施設入所支援に際し、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費(以下「障害児入所給付費等」という。)の支給を行う。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・障害児入所給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・障害児入所給付費等の支給に関する事務 ・入所受給者証に関する事務 ・入所給付決定の取消しに関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・障害児入所給付費の支給の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	障害児施設受給者管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児入所給付費受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の8の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表(9条関係)の8、9、23、55、56、95、117、127の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第14条、第26条、第27条、第44条、第53条及び第59条 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表(9条関係)の8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第5条、第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3363
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3363

9. 規則第9条第2項の適用		[ ]適用した
適用した理由		

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	
9. 監査		
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検      [ ] 内部監査      [ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにおいて、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。また、アクセス権限の所有者は、ID・パスワード等を適切に管理している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	茨城県保健福祉部障害福祉課	茨城県福祉部障害福祉課	事後	組織名称変更
令和4年10月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部障害福祉課 029-301-	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3363	事後	組織名称変更
令和4年10月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部障害福祉課 029-301-	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3363	事後	組織名称変更
令和4年10月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の10,14,16, 26, 56の2, 57, 87,108及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条, 第11条, 第12条, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条及び第59条の2 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の8, 14及び15の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条, 第11条及び第11条の2	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の10,14,16, 26, 56の2, 57, 87,108及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条, 第11条, 第12条, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条及び第59条の2 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の8, 14及び15の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条, 第11条及び第11条の2	事後	法改正
令和4年10月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条	・番号法第9条第1項 別表の8の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条	事後	法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第二の10,14,16, 26, 56の2, 57, 87,108及び116の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条, 第11条, 第12条, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条及び第59条の2</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第二の8, 14及び15の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条, 第11条及び第11条の2</li> </ul>	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表(9条関係)の8, 9, 23, 55, 56, 95, 117, 127の項</li> <li>番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条, 第14条, 第26条, 第27条, 第44条, 第53条及び第59条</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表(9条関係)の8の項</li> <li>番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第5条, 第9条</li> </ul>	事後	法改正
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>特定個人情報記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等</li> </ul>	事後	様式改正に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	システムにおいて、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。また、アクセス権限の所有者は、ID・パスワード等を適切に管理している。	事後	様式改正に伴う項目追加